

小規模特別養護老人ホームつばき 運営規程

社会福祉法人 香南会

第1章 施設の目的及び運営方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人香南会が設置運営する小規模特別養護老人ホームつばき（以下「事業所」という）の運営及び管理について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な施行と老人福祉法の理念及び介護保険法の「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守し、入所者の生活の安定及び生活の充実を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（以下「ユニット」という。）ごとにおいて施設サービス計画に基づき、入所者の居室における生活への復帰を念頭におき、入所前の居室における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築きながら自立的な日常生活を営むことができるようにすることを目指す。

2 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視しながら新居浜市や介護保険サービス提供者等と密接な連携を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 小規模特別養護老人ホームつばき
- (2) 所在地 愛媛県新居浜市垣生五丁目8番46号

(入所定員)

第4条 事業所の入所定員は、29名とする。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名
施設長は、事業所職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名（嘱託）
医師は、入所者の医療に関する処置や指導及び健康管理に当たる。

- (3) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、入所者の生活に関する相談、助言及び入退所に関する業務に当たる。
 - (4) 看護職員 1名以上
看護職員は、入所者の看護、保健衛生の業務に当たる。
 - (5) 介護職員 10名以上
介護職員は、入所者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に当たる。
 - (6) 管理栄養士 1名以上
管理栄養士は、給食管理、入所者の栄養指導に当たる。
 - (7) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、入所者の機能回復、維持に必要な訓練及び指導に当たる。
 - (8) 介護支援専門員 1名以上（兼 務）
介護支援専門員は、入所者の施設サービス計画の作成に関する業務を行う。
- 2 日中については、ユニットごとに常時1名以上の介護職員又は看護職員を、夜間帯及び深夜については2ユニットごとに1名以上の介護職員等を配置する。

第3章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明と同意)

第6条 事業所は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの提供に際しては、あらかじめ入所申込者又は身元保証人に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の入所申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第7条 事業所は、サービスの提供を求められた場合は、入所者の掲示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめ、介護保険負担限度額認定証により所得段階を確認する。

2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、サービスの提供に努める。

(サービスの内容)

第8条 事業所は入所者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供する。

(施設介護サービス計画の作成)

第9条 事業所の施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する職務を担当させる。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支

援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者についてその有する能力・その置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

- 3 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望と入所者について把握された解決すべき課題に基づき、入所者に対する施設サービスの提供に当たる職員と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期・施設サービスの内容・施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について入所者に対して説明し、同意を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(利用料その他の費用の額)

第10条 施設サービスに係る費用は、国が定める基準によるものとし、介護保険負担負担割合証に基づく額とする。

- (1) 居住費及び食費
- (2) 入所者が日常生活上必要となる諸費用については実費（おむつ代を除く）

(保険給付の償還請求のための証明書の交付)

第11条 施設長は、法定代理受領サービスの場合を除き、施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要な事項を記載したサービス提供記録書を入所者に対して交付する。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第12条 事業所の入所に際しては、伝染性疾患及び健康上留意事項がある場合は、事前に事業所に申し出なければならない。

- 2 入所者が明るく充実した日常生活が送れるよう、次のとおり入所者の守るべき事項を定める。
 - (1) 敷地内は全面禁煙とする。
 - (2) 私的商行為、勧誘行為等を行わない。
 - (3) 他の入所者及び職員に対しての迷惑行為等を行わない。
 - (4) 事業所内の設備及び器具等は、本来の用法に従って利用する。

(入退所)

第13条 事業所は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、且

つ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

- 2 事業所は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒否しない。
- 3 事業所は、入所者が入院治療を必要とする場合やその他入所者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 事業所は、入所に際して、入所者の心身の状況や病歴の把握に努める。
- 5 事業所は、入所者の心身の状況や置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員、機能訓練指導員等の職員間で協議する。
- 7 事業所は、入所者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる者に対し、入所者及び身元保証人等の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、入所者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- 8 事業所は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 9 事業所は、入所に際して入所年月日及び事業所の種類並びに名称を、退所に際しては、退所年月日を当該者の被保険者証に記載する。

(居室及びユニット)

第14条 事業所が提供する一の居室は個室とする。その際、選択する階及び居室は、入所者の希望ではなく、事業所側で入所者の心身の状態を鑑み選択する。

- 2 ユニット数は3とする。
- 3 居室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に隣接して設ける。
- 4 1ユニットの定員は、9名及び10名とする。

(共同生活室)

第15条 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、ユニットの入所者が交流し、共同生活を営めるような設備とする。

- 2 入所者が、心身の状況に応じて家事を行うことができるよう共同生活室に簡易な調理設備を設置する。

(介護)

第16条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。

- 2 事業所は1週間に2回以上、適切な方法により入所者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 3 事業所は入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。

- 4 事業所は入所者に対し前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 5 事業所は常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。

(食事の提供)

- 第17条 食事提供は、栄養及び入所者の身体の状態並びに嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行う。
- 2 食事提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して共同生活室で行うよう努める。

(相談、援助)

- 第18条 入所者の心身の状態、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(機能訓練)

- 第19条 入所者の心身の状態等に応じて、入所者との合意に基づき日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第20条 趣味、教養、娯楽設備等を整え、入所者が自ら希望・選択する自律的な生活を送れるよう支援する。
- 2 入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者が行うことが困難である場合は、申し出及び同意に基づき、事業所が代わって行う。
 - 3 事業所は、要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
 - 4 事業所は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう、必要な援助を行う。

(健康保持)

- 第21条 医師又は看護職員は、常に入所者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存する。

(入院期間中の対応)

- 第22条 入所者に入院の必要が生じた場合であって、医師の診断により明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後3ヶ月しても医師の診断により退院できないことが明らかになった場合は、入所者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所

することができるように、入所者又は家族と協議して定める。

(苦情処理)

第23条 施設長は、入所者及び家族からの事業所に関する苦情や相談に迅速かつ適切に対応するため、事業所が別に定める苦情解決処理規程に従い必要な措置をとる。

(感染症及び食中毒の予防)

第24条 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会以下(「感染対策委員会」という。)を設置し、幅広い職種(施設長、医師、看護職員、介護員、管理栄養士、生活相談員等)により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、感染対策を担当する責任者(看護職員)を置く。

2 感染対策委員会は、他の委員会と独立して設置・運営する。

3 平常時の対策として、施設内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)、日常のケアにかかる感染対策(標準的な予防策、手洗いの基本、早期発見等)、発生時の対応として、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等を行う。

4 看護職員は、その他の職員に対する「感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」を実施し、感染対策の基礎的内容等の適切な知識の徹底や衛生的なケアを励行する。

5 職員教育を組織的に浸透させるため、研修プログラムを作成し、定期的(年2回以上)に開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施する。また、調理や清掃などの業務を委託する場合においても周知徹底する。

(緊急時等における対応方法)

第25条 事業所の職員は、入所者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医又はあらかじめ事業所が指定した協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、施設長に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第26条 事業所は、非常災害対策として消防計画に基づき、火災、地震、風水害等の訓練を実施する。

(事故発生時の対応)

第27条 事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置をとる。

(1) 事故の発生又はその再発を防止するための指針を整備する。

(2) 事故の状況及び講じた措置について記録し、発生の実態及びその分析を行い、改善策を職員に周知徹底し、再発の防止に努める。

(3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的実施する。

- 2 入所者に対する施設サービスの提供により事故等が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。また事故の状況及び事故に際して講じた処置については記録し、再発防止に努める。
- 3 入所者への処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償する。

(その他運営についての留意事項)

第28条 施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、家族等に対して介護上必要な事項について、理解しやすいよう説明する。また、入所者の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を行うとともに、施設サービス計画に基づき必要な看護、介護及び機能訓練、医療並びに健康管理を適切に行う。

- 2 事業所は、入所者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 3 入所者の使用する施設、備品について衛生的な管理に努める。
- 4 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとする。
- 5 職員は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 6 職員であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 7 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人香南会で定める。

(高齢者虐待防止)

第29条 事業所は、高齢者虐待防止法に基づいて、虐待防止のための措置を講じるとともにその発見、通報、保護を積極的に行い関係機関との連携を図る。

- 2 虐待防止のための指針を作成し、虐待防止のための体制を整備する。
- 3 事業所において入所者に対する身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待や養護を著しく怠ることのないよう、定期的に虐待防止に向けての研修を実施する。
- 4 虐待を発見又はその情報を入手した場合は、速やかに関係機関に通報する。
- 5 市町村より高齢者虐待についての協力依頼があった場合は、施設長の了解のもとに受け入れ、連携を図る。
- 6 施設長を責任者とし、生活相談員による苦情相談窓口を設置し、苦情解決処理規程に沿って対応する。

(身体拘束について)

第30条 事業所は、原則として入所者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(情報公開)

第31条 社会福祉法第24条等の趣旨に則り、市民が社会福祉法人香南会の提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、別に定める情報公開・開示を推進する。

(入所に関する市町村への通知)

第32条 入所者が次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービスに関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りやその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(定員の遵守)

第33条 事業所は入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。但し、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(地域との連携)

第34条 事業所の運営にあたり、地域との連携及び協力を行い、交流を図る。また、地域に開かれた施設及びサービスの質の向上を図ることを目的に入所者、市職員、地域住民の代表者等で構成する運営推進会議を2ヶ月に1回開催する。

(記録の整備)

第35条 事業所は、職員・設備・会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業所は、入所者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完了の日から5年間保存する。

第4章 雑則

(改正)

第36条 この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人香南会理事会の議決を経る。

附 則

(施行)

- この規程は、平成24年3月1日より施行する。
- この規程は、平成25年4月1日より施行する。
- この規程は、平成26年2月1日より施行する。
- この規程は、平成27年4月1日より施行する。
- この規程は、平成27年8月1日より施行する。

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、2020年4月1日より施行する。

この規程は、2024年4月1日より施行する。

この規程は、2025年4月1日より施行する。